

熊本県公報

号外 第 22 号
平成 18 年 3 月 31 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
- 知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(私学文書課) 1
 - 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(") 3
 - 登 載 依 頼
 - 熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の制定…(議会事務局総務課) 5

規 則

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 28 号

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成 13 年熊本県規則第 29 号)の一部
を次のように改正する。
別記第 13 号様式中「不服申立てに係る」を「条例第 21 条第 1 号に係る」に、
「
年 月 日付けで(不服申立てのありました
開示に反対する意思の表示のありました)行政文
書について、次のとおりその(全部
一部)を開示することとしましたので、熊本県情報
公開条例第 21 条において準用する同条例第 15 条第 3 項の規定により通知します。」

「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書について、次のと
おりその(全部
一部)を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 21 条にお
いて準用する同条例第 15 条第 3 項後段の規定により通知します。
なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知っ
た日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代
表者となります。)提起することができます。」
「電話番号
」を「電話番号() - 」に改め、同様式の次に次の 1
様式を加える。

別記第13号の2様式（第13条関係）

条例第21条第2号に係る行政文書の開示通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその

全部
一部

を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	（電話番号 （ ） — （内線） ）
備考	

（日本工業規格A4）

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 29 号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年熊本県規則第 30 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 6 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項第 4 号」に、「事務」を
「個人情報取扱事務」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等）

第 6 条の 2 条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公
務員等とする。

（1） 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 54 条に規定する麻薬取締官
及び麻薬取締員

（2） 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 74 条第 1 項に規定する漁業監督官及び漁業
監督吏員であって、同条第 5 項の規定により指名されたもの

第 15 条（見出しを含む。）中「第 19 条第 7 項後段」を「第 19 条第 8 項後段」に改め、
「通知書は、」の次に「条例第 28 条第 1 号に係るものは」を加え、「不服申立て」を「条
例第 28 条第 1 号」に改め、「開示通知書」の次に「、条例第 28 条第 2 号に係るものは別
記第 15 号の 2 様式（条例第 28 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書）」を加える。

別記第 15 号様式中「不服申立てに係る」を「条例第 28 条第 1 号に係る」に、

「
年 月 日付けで（ 不服の申立てのありました
開示に反対する意思の表示のありました ）行政文 書
に記録されている個人情報について、次のとおりその（ 全部 ）を開示することと
しましたので、熊本県個人情報保護条例第 28 条において準用する第 19 条第 7 項後
段の規定により通知します。」

「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている
個人情報について、次のとおりその（ 全部 ）を開示することとしましたので、熊本
県個人情報保護条例第 28 条において準用する第 19 条第 8 項後段の規定により通知 に、
します。」

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知っ
た日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代
表者となります。）提起することができます。」

「電話番号 ）」を「電話番号（ ） － 」に改め、同様式の次に次の 1
様式を加える。

別記第15号の2様式（第15条関係）

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその

全部
一部

 を開示することとしましたので、熊

本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政 文書の件名	
開示することとしたあ なた（貴団体）に関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担当課等	（電話番号（ ） — （内線（ ））
備考	

（日本工業規格A4）

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

登 載 依 頼

熊 本 県 議 会 告 示 第 1 号

熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。
平成 18 年 3 月 31 日

熊本県議会議長 松 村 昭

熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程
(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 6 条第 4 項第 4 号の実施機関が定める個人情報取扱事務の公示手続)

第 2 条 議長は、条例第 6 条第 4 項第 4 号の実施機関が定める個人情報取扱事務を定めたとときは、これを熊本県公報に告示するものとする。

(条例第 15 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項第 3 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が 15 歳未満の者であるか、15 歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由

2 開示請求書は、別記第 1 号様式（自己情報開示請求書）によるものとする。

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第 4 条 条例第 15 条第 2 項（条例第 20 条第 4 項、第 24 条第 3 項及び第 25 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために議長が認めるもの

(2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一（前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二）及び戸籍謄本、登記簿謄本、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として議長が認めるもののいずれか一

(法定代理人の資格喪失の届出)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項の規定により開示請求した法定代理人は、条例第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を議長に届け出なければならない。条例第 20 条第 1 項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第 23 条第 2 項において準用する条例第 14 条第 2 項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、前項中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは、「第 25 条第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

3 第 1 項前段の規定は、条例第 25 条の 4 第 2 項において準用する条例第 14 条第 2 項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第 1 項中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは、「第 25 条の 7 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第 6 条 議長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第 16 条第 2 号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等)

第 7 条 条例第 16 条第 3 号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 54 条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員

- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの
(条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)
- 第8条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示を実施する日時及び場所
(2) 開示の実施の方法
(3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第19条第1項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 個人情報全部の開示する旨の決定 別記第2号様式(個人情報開示決定通知書)
(2) 個人情報一部の開示する旨の決定 別記第3号様式(個人情報部分開示決定通知書)
- 3 条例第19条第2項の規定による通知書は、別記第4号様式(個人情報不開示決定通知書)によるものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第5号様式(自己情報開示請求決定期間延長通知書)によるものとする。
- 5 条例第19条第6項及び第7項の実施機関が定める事項は、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とする。
- 6 条例第19条第6項及び第7項の規定による通知書は、別記第6号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。
- 7 条例第19条第6項及び第7項の意見書は、別記第7号様式(個人情報の開示に係る意見書)によるものとする。
- 8 条例第19条第8項後段の規定による通知書は、別記第8号様式(個人情報の開示決定に係る通知書)によるものとする。
(条例第19条の2第1項の規定による通知書)
- 第9条 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第9号様式(開示請求事案移送通知書)によるものとする。
(個人情報の開示等)
- 第10条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の閲覧及び視聴(条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。)をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
(写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第11条 議長は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報に告示するものとする。
(口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときの公示手続等)
- 第12条 議長は、条例第22条第1項の個人情報を定めたときは、当該個人情報の項目並びに開示請求をすることができる期間及び場所を熊本県公報に告示するものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取り扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して議長が交付した書類であって、本人の氏名が記載されているものとする。
(条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第13条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって訂正請求をする理由とする。
- 2 訂正請求書は、別記第10号様式(自己情報訂正請求書)によるものとする。
(個人情報の開示を受けたことの確認)
- 第14条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは知事の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
(条例第25条の規定による通知書)
- 第15条 条例第25条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 個人情報全部を訂正する旨の決定 別記第11号様式(個人情報訂正決定通知書)
(2) 個人情報一部を訂正する旨の決定 別記第12号様式(個人情報部分訂正決定通知書)
- 2 条例第25条第3項の規定による通知書は、別記第13号様式(個人情報不訂正決定通知書)によるものとする。
- 3 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第14号様式(自己情報訂正請求決定期間延長通知書)によるものとする。
(条例第25条の2第1項の規定による通知書)
- 第16条 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第15号様式(訂正請求事案

移送通知書) によるものとする。

(条例第 25 条の 3 の規定による通知書)

第 17 条 条例第 25 条の 3 の規定による通知書は、別記第 16 号様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。

(条例第 25 条の 5 第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項等)

第 18 条 条例第 25 条の 5 第 1 項第 4 号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第 17 号様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。
(準用)

第 19 条 第 12 条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(条例第 25 条の 7 の規定による通知書)

第 20 条 条例第 25 条の 7 第 2 項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第 18 号様式(個人情報利用停止決定通知書)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第 19 号様式(個人情報部分利用停止決定通知書)

2 条例第 25 条の 7 第 3 項の規定による通知書は、別記第 20 号様式(個人情報利用不停止決定通知書)によるものとする。

3 条例第 25 条の 7 第 4 項において準用する条例第 19 条第 5 項後段の規定による通知書は、別記第 21 号様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。
(条例第 27 条の規定による通知書)

第 21 条 条例第 27 条の規定による通知書は、別記第 22 号様式(熊本県個人情報保護審査会諮問通知書)によるものとする。

(条例第 28 条において準用する条例第 19 条第 8 項後段の規定による通知書)

第 22 条 条例第 28 条において準用する条例第 19 条第 8 項後段の規定による通知書は、条例第 28 条第 1 号に係るものは別記第 23 号様式(条例第 28 条第 1 号に係る個人情報の開示通知書)、条例第 28 条第 2 号に係るものは別記第 24 号様式(条例第 28 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書)によるものとする。
(県出資法人等の公示手続)

第 23 条 議長は、条例第 34 条の実施機関が定める法人を定めたときは、これを熊本県公報に告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(審査会への提出資料等閲覧等請求書等)

第 24 条 条例第 39 条第 1 項の規定により熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求める者は、熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書(別記第 25 号様式)を議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の規定により熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、別記第 26 号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書)、別記第 27 号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書)又は別記第 28 号様式(熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書)により、当該熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

(運用状況の公表の方法)

第 25 条 条例第 42 条の規定による運用状況の公表は、熊本県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

自 己 情 報 開 示 請 求 書		年 月 日
熊本県議会議長 様		
請 求 者	住 所 又 は 居 所 { 法人にあっては、 主たる事務所の所在地 } 氏 名 { 法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名 } 連 絡 先 { 法人にあっては、 担当者の氏名及び連絡先 }	郵便番号 -
		電話番号 () -
熊本県個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求します。		
開示請求に係る自己情報の内容		
求める開示の実施の方法 { 希望する方法の番号を } { ○で囲んでください。 }	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 その他 ()	
< 法定代理人記入欄 > 法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。		
本人の区分 { 該当するものの番号を } { ○で囲んでください。 }	1 15歳未満の者 2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号 () -)
本人に代わって開示請求をする理由		
(注) 1 「開示請求に係る自己情報の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報が特定できるように具体的に記載してください。 2 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。 3 法定代理人が請求する際は、(注)2の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。		
< 職員記入欄 > 次の欄は、記入しないでください。		
請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他 ()	
備考	受付年月日 年 月 日	

(日本工業規格A4)

別記第2号様式（第8条関係）

個人情報開示決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	円		
担当課等	(電話番号 () - (内線))		
備考			

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第3号様式（第8条関係）

個人情報部分開示決定通知書 熊本県議会指令 第 号		
住 所		
氏 名		
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。		
年 月 日		
熊本県議会議長 印		
開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当 （理由）	
担当課等	（電話番号（ ）） — （内線（ ））	
備考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（注） 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。

2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る（注）2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。

4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第 4 号様式（第 8 条関係）

個人情報不開示決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

開 示 請 求 に 係 る 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い こ と と し た 根 拠 規 定 及 び 当 該 規 定 を 適 用 す る 理 由	(根拠規定) 条例第 条 該当 (理由)
担 当 課 等	(電話番号 () - (内線))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格 A 4）

別記第5号様式（第8条関係）

自己情報開示請求決定期間延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	
熊本県議会議長 印	
年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。	
開示請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第19条第4項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。

今回、熊本県個人情報保護条例第 14 条の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれています。同条例第 19 条第 6 項（第 7 項）の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出をお願いします。

開示請求に係る 個人情報記録 された行政文書 の表示	
開示請求の年月 日	年 月 日
個人情報に含ま れているあなた （貴団体）に関 する情報の内容	
意見書の提出先 （担当課等）	（電話番号（ ） — （内線 ））
備考	

（日本工業規格 A 4）

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県議会議長

様

住 所 又 は 居 所 郵便番号 —
〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先
〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で通知のあった件について、次のとおり意見を提出します。

個人情報の開示についての意見 〔該当する番号を○ で囲んでください。〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する場合の 反対の理由 〔開示することで生 じる支障等〕	(1) 反対する部分 (2) 反対する理由

(日本工業規格A4)

別記第 8 号様式（第 8 条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました個人情報について、次のとおりその $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right\}$ を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例第 19 条第 8 項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文 書の件名	
開示することとしたあな た（貴団体）に関する情 報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部 分	
担当課等	（電話番号（ ） — （内線（ ））
備考	

（日本工業規格 A 4）

別記第9号様式（第9条関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示 請求事案の内容	
移送した実施機 関の担当課等	(電話番号 ()) - (内線 ())
移送を受けた実 施機関及び担当 課等	(電話番号 ()) - (内線 ())
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うことになります。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第13条関係）

自 己 情 報 訂 正 請 求 書		年	月	日
熊本県議会議長 様				
請 求 者	住 所 又 は 居 所 （法人にあっては、 主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名） 連 絡 先 （法人にあっては、 担当者の氏名及び連絡先）	郵便番号	—	
		電話番号（	） —	
熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。				
訂正請求に係る自己情報の内容				
訂正請求の趣旨及び理由				
＜法定代理人記入欄＞法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。				
本人の区分 （該当するものの番号を） ○で囲んでください。	1 未成年者 2 成年被後見人			
本人の氏名及び住所	氏名			
	住所	(電話番号（ ） —)		
本人に代わって訂正請求をする理由				
(注) 1 「訂正請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。				
＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。				
請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他（ ）			
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他（ ）			
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し			
備考	受付年月日 年 月 日			

(日本工業規格 A 4)

別記第11号様式（第15条関係）

個人情報訂正決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式（第15条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分	
訂正しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格 A 4）

別記第13号様式（第15条関係）

個人情報不訂正決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

訂正請求に係る個人情報の内容	
個人情報の訂正をしない理由	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格A4）

別記第14号様式（第15条関係）

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第15号様式（第16条関係）

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正 請求事案の内容	
移送した実施機 関の担当課等	（電話番号（ ） — （内線（ ）））
移送を受けた実 施機関及び担当 課等	（電話番号（ ） — （内線（ ）））
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

（注） 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式（第17条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

熊本県議会議長

様

請 求 者

住所又は居所

郵便番号

〔法人にあっては、
主たる事務所の所在地

氏名
〔法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先
〔法人にあっては、
担当者の氏名及び連絡先

電話番号 () —

利用停止請求に係る自己
情報の内容

利用停止請求の趣旨及び理由

本人の区分
〔該当するものの番号を〕
○で囲んでください。

1 未成年者

2 成年被後見人

本人の氏名及び住所

氏名

住所

(電話番号 () - ())

本人に代わって利用停止
請求をする理由

(注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。

2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。

3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。

4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

＜職員記入欄＞次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄

1 運輸免許証

2 旅券

3 その他 ()

法定代理人資格確認欄

1 戸籍謄本

2 その他 ()

開示を受けたことの確認

1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書
3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報
が記録された物の写し

備考

受付年月日

年 月 日

(日本工業規格 A 4)

別記第18号様式（第20条関係）

個人情報利用停止決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担当課等	(電話番号 () - (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第19号様式（第20条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

利用停止に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課等	(電話番号 () - (内線 ()))
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格 A 4）

別記第 20 号様式（第 20 条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第 25 条の 7 第 3 項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

利用停止に係る個人情報の内容	
個人情報の利用停止をしない理由	
担当課等	(電話番号 ()) — (内線 ())
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格 A 4）

別記第21号様式（第20条関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 ()) — (内線 ())
備考	

(日本工業規格A4)

別記第22号様式（第21条関係）

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。

不服申立てがあった決定及び個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第23号様式（第22条関係）

条例第28号第1号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその 全部
一部 を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政 文書の件名	
開示することとしたあ なた（貴団体）に関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県議会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担当課等	（電話番号（ ） — （内線 ））
備考	

（日本工業規格A4）

別記第 24 号様式（第 22 条関係）

条例第 28 条第 2 号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその 全部
一部 を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第 28 条において準用する第 19 条第 8 項後段の規定により通知します

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政 文書の件名	
開示することとしたあ なた（貴団体）に関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県議会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担当課等	（電話番号（ ） — （内線 ））
備考	

（日本工業規格 A 4）

別記第25号様式（第24条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書

年 月 日

熊本県議会議長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 —

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号（ ） —

熊本県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり熊本県個人情報保護審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

意見書又は資料の名称及び内容	
閲覧等の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 ○で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付
※備考	受付年月日 年 月 日

- (注) 1 「意見書又は資料の名称及び内容」欄は、請求に係る意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記載してください。
- 2 「※備考」欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A4)

別記第 26 号様式（第 24 条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担当課等	(電話番号 () — (内線))

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。
- 2 閲覧又は写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格 A 4)

別記第27号様式（第24条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等を承諾しない部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担当課等	(電話番号 () - (内線))

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。

2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。

(日本工業規格A4)

別記第28号様式（第24条関係）

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり拒否することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等を拒否する理由	
担当課等	(電話番号 ()) - (内線 ())

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県議会議長に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格A4）

